

府中市告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、府中都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年8月7日
府中市長 高野 律 雄

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
府中都市計画防火地域 及び準防火地域	
防火地域	削除する部分 府中市分梅町四丁目地内
準防火地域	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内

縦覧場所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室